

業務連絡

2020年12月28日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.11

2020年12月22日、新大阪日之出会議室において「申」第15号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

裁判に参加する関係者の勤務手配に関する申し入れ

8月21日、大阪地方裁判所において、大阪第二運輸所の社員自身が訴えている裁判が開催された。

前月7月13日、原告である今田組合員は、大阪第二運輸所の梅坂運転科長に対し裁判に参加出来るよう勤務手配を申請したが、指定された行路は、裁判に参加できない勤務であった。今田組合員は、運転科長へ抗議しつつ、7月29日に年休時季指定を行い、裁判所への出席が可能なのか早急に年休発給の確認を求めたが、運転科長からの誠意ある回答はなかった。その後、会社は「特例」として年休を出したが、この取扱いは労基法39条に違反する行為である。

1. 組合員自身が原告である裁判に参加する行為は、社会通念上、必要最低限の行為であると考え。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】法令等に則り適切に対応する。

2. 今田さんらが訴えた今回の裁判は、会社の年休権の侵害により発生した問題の裁判である。25日の勤務指定において、今田組合員が参加出来ない勤務指定を行った行為は裁判の妨害であり、原告への報復的制裁である。ここに労働組合として抗議するものであり、本人に謝罪すること。

【会社回答】会社として適切に勤務指定を行っている。謝罪をする考えはない。

3. 裁判は社会通念上、原告や証人が必ず参加することが当たり前であり常識であると考え。その常識に添って会社も関係者の参加を保障するよう最低限の努力をするべきである。よって、今後は裁判に参加する関係者（原告、証人）の勤務手配は優先的に実施し、時季指定した年休は優先休暇として取り扱うようにすること。

【会社回答】法令等に則り適切に対応するが、必ず年休となるかは確約できない。

若干のやりとり

組合：7月13日の勤務手配の話について支社は聞いていたのか。

会社：個別の現場とのやりとりについて答える必要はない。

組合：裁判ということなので勤務手配すること。

会社：勤務指定については適切にしている。休みが欲しければ年休を申し込むこと。

組合：裁判に出席するので勤務手配すること。

会社：休みが欲しければ年休を申し込むこと。法令に基づいて適切に対応する。

以上